

# 関東森林管理局仕様書

## 1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

## 2 刈払い作業

- (1) 作業方法等  
区域内にある全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いをできるだけ地際に近い位置とする。
- (2) 作業記録  
下刈の月日、林小班、作業量、防鹿柵資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。
- (3) 刈払機作業における振動障害の予防  
刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成21年7月10日基発0710第2号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

## 3 防鹿柵等の設置及び撤去

- (1) 設置及び撤去箇所  
作設位置は、測量杭又は図面に表示してある箇所とする。
- (2) 構造等  
別紙構造図のとおり。

様式 U8 (準用)

### 刈 払 実 行 記 録

月日	林小班	作業量	防鹿柵 資材の損傷	摘要

監督職員

殿

令和 年 月 日

請 負 者  
現場代理人

※本様式の内容が別様式に記載されてあれば、本様式の省略を可とする。

# 大江湿原獣害対策事業

## 特記仕様書

### 1 作業内容

尾瀬国立公園内に位置する大江湿原内のニッコウキスゲ等湿原植生をシカによる食害から防ぐため、防鹿柵等の設置及び撤去を実施するものである。

### 2 防鹿柵等設置作業

(1) 作業内容は以下のとおりとし、入札公告で示した構造図等を参考に設置すること。

- ・ 弛めてある吊りロープの張り作業及び吊りロープの補修
- ・ FRP支柱の補修
- ・ 現地に存置してある金網（一部ネット箇所あり）及び支え支柱の設置
- ・ 現地に存置してあるグレーチングの設置（開口部・3箇所）

(2) 防鹿柵等設置にあたっては、事前に日程等を監督職員と調整のうえ、令和8年6月10日までに設置すること。

(3) 防鹿柵設置箇所に第三者が入り込まないように、通行禁止表示等の対策を実施すること。

(4) 設置完了後は監督職員に報告し、出来形確認を受けること。

### 3 防鹿柵等撤去作業

(1) 防鹿柵等撤去作業の作業内容は以下のとおりとする。

- ・ 金網（一部ネット箇所あり）及び支え支柱の撤去
- ・ 開口部のグレーチングの撤去（3箇所）
- ・ 吊りロープ弛め（金網等撤去後）

(2) 撤去については、監督職員と協議し、令和8年10月23日までに撤去すること。

(3) 撤去した資材については、設置された付近の雪圧の影響を受けない箇所に存置すること。

### 4 門扉設置作業

(1) 現地に存置してある門扉を、入札公告で示した構造図等を参考に、令和8年6月10日までに設置すること。

(2) 設置完了後は監督職員に報告し、出来形確認を受けること。

## 5 門扉撤去作業

撤去時期については防鹿柵等撤去作業と同時期に実施し、撤去した資材は設置箇所付近（通行の支障とならない箇所）に整理して存置すること。

## 6 刈払い作業

(1) 刈払い幅は防鹿柵から大江湿原の外側 1.0m 以上とし、刈払高はできるだけ地際に近い位置とする。

(2) 実施回数については2回とする。また作業時期については、監督職員と協議のうえ実施すること。

(3) 刈払機による振動障害を防止するため、厚労省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年7月10日基発 0710 第2号・別紙）を作業員も含めて遵守するとともに、必要な措置を講ずること。

(4) 作業完了後は速やかに監督職員に報告し、完了確認を受けること。

## 7 ロープ張及び弛め作業等（関係団体・ボランティア側）

(1) 作業内容は以下のとおりとする。

- ・弛めてある吊りロープの張り作業及び吊りロープの補修
- ・FRP支柱の補修
- ・吊りロープ弛め（金網等撤去後）

(2) 作業時期については、監督職員と協議のうえ実施すること。

(3) ロープ張り及び吊りロープの補修作業及びFRP支柱の補修作業完了後は速やかに監督職員に報告し、完了確認を受けること。

## 8 防鹿柵等の巡視及び点検

(1) 巡視及び点検は下記の月別巡視日数に基づき、2名1組により実施すること。詳細の日程等については、監督職員と協議のうえ実施すること。

巡視月	6	7	8	9	10	11	計
巡視日数	0	2	2	1	0	0	5

(2) 巡視後は別紙 防鹿柵等の巡視日報に記録し、監督職員あて毎月末までに提出すること。また、点検時における柵等の異常については、監督職員と協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

(3) 巡視期間は令和8年7月1日から令和8年10月2日とする。

巡視日数及び人数 5日：延べ10名（2名1組）

## 9 その他

- (1) 本事業において、防鹿柵設置等作業及び防鹿柵等撤去作業の時間観測調査を実施することから、監督職員に協力すること。
- (2) 本事業において、関係協議会並びにボランティア等の協力の申し出があった場合は、監督職員と協議の上、本契約に影響が生じない範囲において実施できるものとする。
- (3) 事業実施の際は、本事業の概要及び各種法令制限の許可証等の掲示を行うものとする。
- (4) この仕様書等に定めのない事項及びこの仕様書により難しい場合は、監督職員と協議の上決定するものとし、各作業工程及び資材保管等について相互協力するものとする。

別 紙

令和 年 月 日

# 防 鹿 柵 等 の 巡 視 日 報

巡 視 者 氏 名	

時 間	作業内容・場所・記録等
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
連絡事項等（巡視者）	
指示事項等（監督職員）	

※防鹿柵等に異常があった場合は速やかに監督職員あて報告すること。

※巡視時の写真を添付すること。